

退職所得（いわゆる退職金）に対する住民税

- ① 退職所得の発生した年に他の所得と区分して納税義務者のその年の1月1日現在の住所地の市町村において課税されます。
- ② 分離課税の対象となる退職手当等は所得税の源泉徴収義務のある事業主の支払うものに限られ、所得税と併せて源泉徴収されます。そのため、退職所得者自身が直接納付書で市へ納めていただくことはありません。

【税 額】

$$(\text{退職手当金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{課税退職所得金額}$$

(千円未満切り捨て)

① 市民税額 = 課税退職所得金額 × 所得割税率 (6%)

② 県民税額 = 課税退職所得金額 × 所得割税率 (4%)

(いずれも100円未満切り捨て)

平成25年1月1日以降に支払われるべき退職手当等に係る、市県民税の計算方法が変更されました。

- ① 勤続年数5年以下の法人役員等（国会議員・地方議員・国家公務員（地方公務員含む））の退職所得を 2分の1にする措置が廃止
- ② 退職所得に係る 個人住民税の税額の10%を減額する特例措置が廃止

【退職所得控除】

| 勤続年数が20年以下の場合 | 勤続年数が20年を超える場合 |
|-----------------------------------|--------------------------------|
| 40万円 × 勤続年数 (80万円に満たない場合は80万円) | 800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年) |

※障害者になったことに直接起因して退職したと認められる場合は100万円を加算した金額が退職所得控除額に加算されます。